

援助申請必要書類

～本書式は援助申込書類への添付不要です～

① 援助申込書・法律相談票

② 資力申告書

③ 事件調書

④ 世帯全員の住民票

(発行が最近3か月以内かつ、申込者の本籍地・筆頭者・続柄が記載されているのもの)

※申込者が外国人である場合

住民票(在留資格・在留期間・在留期間満了日記載のもの)または在留カード

⑤ 資力を証明するもの

申込者及び配偶者の分が必要です。(配偶者が相手方の場合は申込者のみ必要です)

～提出書類 以下のいずれか該当するもの～

- ・給与明細書(直近2か月分以上)※賞与がある場合は、賞与の明細も
- ・課税・非課税証明書
- ・確定申告書控(商工自営業)
- ・公的給付受給の受給証明書または公的給付名と金額が確認できるもの
※公的給付受給の場合、生活保護以外は、該当するものすべてが必要です。
 - 生活保護(他の公的給付の証明は不要)
 - 年金
 - 失業給付
 - 労災給付

※注意事項

1. 最近3か月以内に発行されたものをご提出ください。
2. 資料記載の金額が現在の資力と異なる場合は、異なる事情と現在の資力につき受任者・受託者より報告書をご提出ください。
3. 上記提出書類のうちいずれか提出できない場合は、一度センターまでお問い合わせください。

⑥ 割賦償還に用いる口座の資料 ※ 生活保護を受給されている方は不要です。

※給与等振込み口座をご登録ください。

- ・預金口座振替依頼書(写し)
- ・口座情報が確認できる書類(写し)
- ・(預金口座が申込者名義でない場合)第三者名義口座の同意書

⑦ その他審査に必要な書類

- ・離婚事件 : 戸籍謄本(申込者が被告の場合、訴状の提出があれば不要)
- ・不動産事件(同保全事件含む) : 固定資産評価証明書、不動産全部事項証明書(「不動産登記情報」でも可)
- ・交通事故事件 : 事故証明書、診断書
- ・多重債務事件 : 債務一覧表
- ・医療過誤事件 : 診断書
- ・被告事件など : 訴状の写し
- ・遺産分割事件など相続全般 : 戸籍謄本